○三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則

平成18年1月1日
規則第102号
改正　平成18年3月31日規則第199号
平成18年9月21日規則第227号
平成19年4月25日規則第30号
平成19年11月27日規則第50号
平成20年3月28日規則第18号
平成20年6月27日規則第35号
平成21年7月10日規則第33号
平成23年6月30日規則第33号
平成26年12月26日規則第34号
平成27年12月25日規則第36号
平成28年7月1日規則第33号

(趣旨)

第1条　この規則は、三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療保険各法)

第2条　条例第3条第1項の規則で定める医療保険各法は、次のとおりとする。

(1)　健康保険法(大正11年法律第70号)
(2)　船員保険法(昭和14年法律第73号)
(3)　国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
(4)　国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
(5)　地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
(6)　私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(所得制限の基準となる所得の範囲及びその額の計算方法)

第3条　条例第3条第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第23条に規定する障害児福祉手当の例による。

(認定手続等)

第4条　条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、受給資格認定請求書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

2　市長は、前項の認定をしたときは、受給資格者証(様式第2号)を交付するものとする。

(受給資格者証の更新)

第5条　受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、受給資格者証の更新を受けなければならない。この場合において、市長は、必要とする書類等の提出又は提示を求めることができる。

(医療費の支給申請手続等)

第6条　条例第5条第3項に規定する重度心身障害者等医療費を請求しようとする医療機関等は、重度心身障害者等医療費請求書(様式第3号)及び重度心身障害者等医療費受給者別一覧表(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2　条例第6条に規定する重度心身障害者等医療費の支給を申請しようとする受給資格者は、医療費支給申請書(医療保険各法に定める訪問看護(以下「訪問看護」という。)に係る医療費以外の医療費については様式第5号及び様式第6号、訪問看護に係る医療費については様式第7号とする。)を市長に提出するものとする。この場合において、受給資格者は、受給資格者証を市長に提示しなければならない。

3　受給資格者は、前項の場合において、医療保険各法の規定による高額療養費の支給を受けることができるときは、その旨を市長に申し出なければならない。

4　市長は、第1項の重度心身障害者等医療費請求書及び重度心身障害者等医療費受給者別一覧表並びに第2項の医療費支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定の上、重度心身障害者等医療費を支給するものとする。

(介護者)

第7条　条例第7条に規定する介護者とは、重度心身障害者等の配偶者、扶養義務者又はその他の者であって、重度心身障害者等と同居し、主としてその者の介護をする者をいう。

(変更届)

第8条　受給資格者は、受給資格者証の記載内容について変更があったときは、速やかに、市長に届けなければならない。

(受給資格者証の返還)

第9条　受給資格者は、受給資格を喪失したときは、速やかに、市長に受給資格者証を返還しなければならない。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和61年高瀬町規則第12号)、山本町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和59年山本町規則第11号)、三野町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(平成6年三野町規則第18号)、豊中町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和49年豊中町規則第3号)、詫間町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和49年詫間町規則第158号)、仁尾町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和49年仁尾町規則第3号)又は財田町重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則(昭和58年財田町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年規則第199号)

1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2　改正後の様式第3号は、平成18年4月1日以後に受けた重度心身障害者等医療費支給に係る医療費支給申請について適用し、同日前に受けた重度心身障害者等医療費支給に係る医療費支給申請については、なお従前の例による。

3　改正前の様式第3号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成18年規則第227号)

1　この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2　改正後の様式第3号及び様式第4号は、平成18年10月1日以後に受けた重度心身障害者等医療費支給に係る医療費支給申請について適用し、同日前に受けた重度心身障害者等医療費支

給に係る医療費支給申請については、なお従前の例による。
3　改正前の様式第3号及び様式第4号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則(平成19年規則第30号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第50号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。
3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成20年規則第18号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。
3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成20年規則第35号)

(施行期日)

1　この規則は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。
3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成21年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日前に行われた医療等に係る重度心身障害者等医療費の支給については、なお従前の例による。
3　この規則の施行の際現にある改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、それぞれこの規則による改正後の様式によるものとみなす。
4　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加

え、なお使用することができる。

附　則(平成23年規則第33号)

(施行期日)

1　この規則は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定、同条第3項の改正規定及び様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則の各様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成26年規則第34号)

(施行期日)

1　この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成27年規則第36号)抄

(施行期日)

第1条　この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第14条　この規則の施行の際、第13条の規定による改正前の三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例施行規則による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成28年規則第33号)

この規則は、平成28年8月1日から施行する。